

山梨第 13 次労働災害防止計画

(2018 ~ 2022 年度)

平成 30 年 4 月

山梨労働局

<目次>

はじめに -	1
1 計画のねらいと概要	1
（1）計画が目指す社会	1
（2）計画期間	2
（3）計画の目標	2
（4）計画の評価と見直し	3
2 労働災害の動向と課題	3
（1）山梨県における労働災害の動向	3
（2）労働災害防止の課題	3
（3）労働者の健康確保をめぐる課題	4
3 計画の重点事項	5
（1）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	5
（2）過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策の推進	6
（3）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	8
（4）化学物質等による健康障害防止対策の推進	11
（5）事業場における安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	12
4 重点事項ごとの具体的取組	5
（1）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	5
ア 建設業における墜落・転落災害等の防止	5
イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	6
ウ 林業における伐木等作業の安全対策	6
（2）過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	6
ア 労働者の健康確保対策の強化	6
（ア）企業における健康確保措置の推進	6
（イ）過重労働による健康障害防止対策の徹底	7
イ ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策等の推進	7
（ア）メンタルヘルス不調の予防と職場環境改善の取組	7
（イ）パワーハラスメント対策の推進	7

ウ	傷病等を抱える労働者の健康確保対策の推進	8
	(ア) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	8
	(イ) 治療を続けながら働く労働者を支援する仕組みづくり	8
(3)	就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	8
ア	労働災害の発生が高止まり傾向の業種等への対応	8
	(ア) 第三次産業対策	8
	(イ) 陸上貨物運送事業対策	8
	(ウ) 転倒災害の防止	9
	(エ) 腰痛の予防	9
	(オ) 熱中症の予防	9
	(カ) 交通労働災害対策	10
	(キ) 職場における「危険の見える化」の推進	10
イ	高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者の労働災害の防止	10
	(ア) 高年齢労働者対策	10
	(イ) 非正規雇用労働者対策	10
	(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策	10
ウ	個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応	11
(4)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	11
ア	化学物質による健康障害防止対策	11
	(ア) 危険有害性情報の適切な伝達・提供	
	(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	11
	(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	11
	(エ) 作業環境管理の徹底と改善	11
	(オ) 健康診断の実施及び事後措置の徹底	12
イ	石綿による健康障害防止対策	12
	(ア) 地方公共団体等との連携による対象事業場の把握	12
	(イ) 建築物の解体等作業における石綿ばく露防止の推進	12
	(ウ) 健康診断の実施及び事後措置の徹底並びに健康管理手帳制度の的確な運用	12
	(エ) 労働者の石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	12
ウ	受動喫煙防止対策	12
エ	電離放射線による健康障害防止対策	12
オ	粉じん障害防止対策	12

(5) 事業場ごとの安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	12
ア 企業単位等でのマネジメントへの安全衛生の取込と安全衛生管理体制の推進	13
イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	13
ウ 業界団体内の体制整備等の促進	13
エ 中小規模事業場への支援	13

(参考)

県内の労働災害発生状況等

山梨第 13 次労働災害防止計画

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、労働災害の撲滅を目指して、国の労働災害防止計画に合わせて5年ごとに山梨労働災害防止計画を定めて、12次にわたり対策に取り組んできた。

過去、山梨県内における労働災害により年間50人以上の尊い人命が失われた時期もあったが、この取組の結果、ここ数年では年間10人未満の水準まで減少した。

しかしながら、休業4日以上之死傷者数は未だ800人近くとなっており、第三次産業への就業人口の急速な移動や労働者全体の年齢階層が高年齢に移行していることもあって、死傷災害に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口、視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、傷病等を抱える労働者の健康確保対策として、治療と職業生活（仕事）の両立支援を推進することも求められている。

このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、安心して働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画（全国版）」（以下「13次防」といい、第12次労働災害防止計画は「12次防」という。なお、山梨第12次労働災害防止計画は「山梨12次防」、山梨第11次労働災害防止計画は「山梨11次防」という。）を踏まえ、ここに「山梨第13次労働災害防止計画」策定する。

1 計画のねらいと概要

（1）計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、従来からある単線型のキャリアパス

を前提とするだけでなく、多様な働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保や、傷病等を抱える労働者の治療と職業生活(仕事)の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

この計画は、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、山梨県内の労働災害の減少と労働者の健康確保を図るため、国の定めた13次防に基づき、山梨労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにし、以下の目標を計画期間中に達成することを目指すものである。

なお、労働災害の長期的な減少傾向が鈍化している情勢下にある一方で、行政の合理化、効率化が求められる中、限られた資源を最も合理的、効率的に配分し、労働災害防止対策を効果的なものとするため、業種や対策手法を絞り込み、重点として優先的に取り組む事項を明確化するとともに、具体的な数値目標を設定することができる重点業種については、当該業種ごとに目標を設定することとする。

死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ山梨12次防期間中と比較して山梨13次防期間中の労働災害による死亡者数の総数を30%以上減少させる。なお、最低限山梨13次防期間中どちらか一方の目標を達成するものとする。

死傷災害(休業4日以上。以下同じ。)については、休業4日以上の労働災害による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ山梨12次防期間中と比較して山梨13次防期間中の労働災害による死傷者数の総数を10%以上減少させる。なお、最低限山梨13次防期間中どちらか一方の目標を達成するものとする。

業種別の目標は以下のとおりとする。

- ・ 重篤災害の割合が高い建設業、製造業、林業については、**死亡災害**を山梨12次防期間中と比較して山梨13次防期間中の労働災害による死亡者数の総数を30%以上減少させる。また、**死傷災害**については、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ山梨12次防期間中と比較して山梨13次防期間中の労働災害による死傷数の総数を15%以上減少させる。

なお、最低限山梨 13 次防期間中どちらか一方の目標を達成するものとする。

- ・ 労働災害多発業種である第三次産業、食料品製造業、商業、保健衛生業、道路貨物運送業については、死傷災害を 2017 年と比較して、2022 年までに 10%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ山梨 12 次防期間中と比較して山梨 13 次防期間中の労働災害による死傷者数の総数を 10%以上減少させる。なお、最低限山梨 13 次防期間中どちらか一方の目標を達成するものとする。

上記以外の目標については、下記のとおりとする。

- ・ 仕事上の不安・悩み・ストレスの相談先が職場にある労働者の割合を 90%以上（71.2%：2016 年全国データ）とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上（56.6%：2016 年全国データ）とする。
- ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上（37.1%：2016 年全国データ）とする。
- ・ 職場での熱中症による死傷災害を 2013 年から 2017 年の 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 5 %以上減少させる。

（４）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、山梨地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済の変化も含めて分析を行う。

2 労働災害の動向と課題

（１）山梨県における労働災害の動向

山梨県内における死亡災害については、昭和 41 年代には年間 60 人近い尊い命が失われていたが、近年は年間 10 人を切るところまで改善している。

しかしながら、山梨 12 次防を含むこの 20 年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の期間ごとに平均して見ると、重点として取り組んできた製造業については全業種平均の減少率に届かず、同じく重点として取り組んだ建設業についても減少率こそ全業種平均を上回るものの、依然として死亡災害全体の 3 分の 1 を占める状況にあり、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある。また、林業については、山梨 12 次防では重点業種としていないが、この間の減少傾向や他の業種と比較した場合の強度率の高さを考慮すれば、重点業種に追加することが必要な状況にある（表 1）。

（２）労働災害防止の課題

山梨 12 次防期間中の全業種の死亡災害件数は、山梨 11 次防の同業種の同件数の総数と比較して 57 人から 51 人へと減少し、この 10 年間では減少しているものの、年によ

って増減が激しく、山梨 11～12 次防期間における死亡災害の業種別の割合を見ると依然として建設業（38.9%）及び製造業（19.4%）は他の業種に比べ高い。

また、山梨 12 次防期間中の全業種の死傷災害件数は、山梨 11 次防の同業種の同件数の総数と比較して 3,739 人から 3,821 人（平成 30 年 3 月速報値）へと増加し、12 次にわたる長期的な視点では死傷災害は減少傾向を示しているものの、減少率が鈍化している状況にある。

さらに事故の型別で見ると「墜落・転災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」の割合が高いことから、高所作業、機械設備対策を推進することが必要である。

また、第三次産業は、重篤な労働災害は少ないものの、事故の型別で見ると「転倒災害」が 3 割以上を占め、転倒による 3 ヶ月以上の休業を要する災害も発生しており、就労者数の増加や高齢化も相まって、労働災害の発生は高止まり傾向である。

特に小売業、社会福祉施設においては、50 歳以上の高齢労働者の労働災害が半数以上を占めており、転倒災害対策に加え、高齢労働者対策を推進していく必要がある。

転倒災害は山梨 11～12 次防期間では事故の型別で最も多い 27.7%の増加となっており、死亡災害についても第 11 次防以降 4 人発生していることから、作業場等の環境整備や作業方法等への指導を行っていく必要がある。

一方、県内の業務上疾病の発生状況（平成 19 年から平成 28 年までの合計）を見ると、負傷に起因する「腰痛」が 73.8%と最も多く、次いで、負傷によらない「腰痛」4.4%、「化学物質による疾病」4.0%、「異常温度条件による疾病（熱中症等）」3.4%となっている。

特に腰痛は全国的にも社会福祉施設（介護事業場）において発生割合が高くなっていることから、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器導入の促進、腰痛予防対策に関する啓発セミナーへの受講勧奨等を行うことが必要である。

夏季を中心に毎年発生している「熱中症」については、初夏及び夏季の屋内作業のみならず、高温多湿な屋内作業場についても JIS 規格に適合した WBGT 値測定器による測定と、その結果に基づく必要な措置を講ずる必要がある。

（3）労働者の健康確保をめぐる課題

県内の精神障害による労災請求件数は、山梨 11 次防期間中が 41 件であったのに対し、山梨 12 次防期間中は 55 件と増加しており、引き続きメンタルヘルス対策や過重労働対策の取り組みが必要である。

労働者 50 人以上の事業場を対象に実施した「平成 29 年度 安全衛生管理活動実施計画書」の集計結果によれば、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は 81.2%となっているものの、その内容をみると「心の健康づくり計画」の作成が 14.7%に止まっている、労働者の 18.0%が、悩みやストレスにより職場において休業しているなど、十分には取組が進んでいない状況が認められる。

ストレスチェック制度の運用については、平成 27 年 12 月の施行から 2 年が経過し、

県内のストレスチェック結果等報告書の提出義務がある 50 人以上の事業場の傾向を見ても、ストレスチェックを実施率及び受検率は高いものの、集団ごとの分析の実施が無い事業場の割合及び医師等による面接指導実施率は低調であり、厚生労働省が平成 29 年 7 月に公表したストレスチェック制度の実施状況と同様の傾向を示している。

このような中、「働き方改革実行計画」(以下「実行計画」という。)等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、労働者が安心して産業医による面接指導や健康相談を受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図るなど、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進する必要がある。

さらに、一般健康診断結果における有所見者(異常な所見がある労働者)については、山梨 11～12 次防期間中の有所見率を平均すると 55.26%と全国の平均値(52.5%)をいずれの年においても上回っており、増加ないし高止まり傾向が続いていることから、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて脳・心臓疾患等を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進む中で疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立の対応が増加すると見込まれている。このため、健康診断結果に基づく就業上の措置の的確な実施と労働者の治療と仕事の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の 5 項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (5) 事業場における安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

4 重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、山梨 11～12 次防期間中の「墜落・転落災害」が死傷災害の約 34%を占めていることから、「手すり先行工法」等の利用促進を図る等により墜落・転落災害防止対策の充実・強化を図る。

また、「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、

高所作業時における墜落防止用保護具の構造を原則としてフルハーネス型とする
とともに、事業者による適切な使用の徹底を図る。

- ・ 近年、地震、台風、大雨、大雪、噴火等の自然災害が頻発しており、これらの災害に被災した地域の復旧・復興工事において、労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、国土交通省及び関係団体等と緊密な連携の下に、請負契約における適切な安全衛生経費の確保に係る関係者の理解の促進、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及について周知・要請を行う。また、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等について推進する。

イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 製造業においては、山梨 11～12 次防期間中の「はさまれ・巻き込まれ災害」が死傷災害の約 28%を占めていることから、危険性の高い機械等については、リスクアセスメントを確実に実施する等により使用者による安全な使用の徹底を図る。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、施設・設備の経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、一定年数を経過した施設・設備に対する点検・整備等を徹底させる。
- ・ 災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する等により、安全衛生管理能力を向上させる。

ウ 林業における伐木等作業の安全対策

- ・ 林業における労働災害をみると、全国的には伐木・造材作業中に発生する死亡災害が全体の 7 割程度を占め、県内の林業における労働災害の状況は、山梨 11～12 次防期間中を含む過去 10 年では、局の労働災害に占める林業の割合は約 2～5%であるものの、死亡災害に占める同業の割合は死亡災害が発生した年では約 8～17%であり、重篤な災害に直結する傾向が見られていることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等により、林業における労働災害の一層の減少を図るため、関係団体等を交え、林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士、林業普及指導員等による伐木等作業の安全対策の充実強化を図る。

(2) 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と職業生活（仕事）の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、労

働者の健康管理に関して経営トップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置を推進する。

- ・ 建設業等における元方事業者等による関係請負各社に対する健康確保対策の推進のため、職場環境改善の手法について、関係団体等と連携しパンフレットを活用する等により周知を行う。

(イ) 過重労働による健康障害防止対策の徹底

- ・ 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、労働時間の客観的な把握を徹底し、時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図るとともに、リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する医師による面接指導等、労働者の健康管理を強化する。

なお、中小規模事業場に対しては山梨産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用促進を積極的に図る。

イ ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防と職場環境の改善の取組

- ・ 事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施を通じた、労働者への気づきを促す一次予防としてのメンタルヘルス対策の取組を引き続き推進する。

特に、高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。

- ・ また、山梨産業保健総合支援センターと連携し、メンタルヘルス対策支援事業等の活用により、中小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場が、メンタルヘルス不調の労働者が職場復帰する場合に取組むことができるように「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に基づき、支援方法の周知を図る。
- ・ メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアと併せて日常的に労働者と接する管理者が適切に対応できるようにすることも重要であるため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 事業場におけるパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組（以下「パワーハラスメント対策」という。）の浸透を図るため、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」やパンフレット、ポータルサイト「明るい職場応援団」等を活用し、パワーハラスメント対策の取組内容について周知啓発を行い、パワーハラスメント対策を推進する。

ウ 傷病等を抱える労働者の健康確保対策の推進

(ア) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 傷病等を抱える労働者の就労の継続に当たっては、業務によって傷病等を増悪させてしまうことがないよう、事業場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月策定）（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 平成 29 年 9 月に設置された山梨県地域両立支援推進チームの活動等を通して、県内における企業、医療機関、山梨産業保健総合支援センター等関係者の具体的な連携を推進する。

(イ) 治療を続けながら働く労働者を支援する仕組みづくり

- ・ 治療と職業生活（仕事）の両立支援は、傷病等を抱えた労働者本人による支援の申出が起点、かつ当該申出が躊躇なく行われることが重要である。そのためには、労働者等からの依頼を受けて労働者に寄り添いながら相談支援を実施し、また、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組む。同人材は医療機関の医療従事者（看護師、保健師、助産師等）はもとより、医療ソーシャルワーカー、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、社会保険労務士、企業の人事労務担当者や産業保健スタッフが担うほか、山梨産業保健総合支援センターへ登録・配置等により、県内の医療機関・関係機関の相談窓口及び企業で支援が可能になるよう積極的に取り組む。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 労働災害の発生が高止まり傾向の業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 労働災害の発生が高止まり傾向にある三次産業については、転倒災害が三次産業における災害の約 32% を占め、特に小売業、社会福祉施設においては、50 歳以上の高年齢労働者の労働災害が半数以上を占めているため、転倒災害の防止を重点に労働災害防止の取組の一層の推進を図る。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、中災防が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を有効に活用する、または労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。
- ・ 三次産業については、一般的に非正規雇用労働者の割合が他の業種と比較しても高く、経験年数 3 年未満の死傷者の割合が高いこと等を踏まえ、「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」、「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」、「小売業、社会福祉施設向けリスクアセスメント実施

マニュアル」等を活用すること等により、リスクアセスメントの実施等を盛り込んだ雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

- ・ 小売業、飲食店の経営トップ等を対象としたセミナー等の開催について周知するとともに、受講を促す。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害は「墜落・転落災害」、「転倒」が約 45%を占め、荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号)に基づき、保護帽の着用、荷台等からの墜落・転落防止等の基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する者に対する安全衛生教育の徹底を図る。
- ・ 荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請するとともに、荷主が労働安全衛生法等に違反する指示等を行っている場合は厳正に対処する。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 転倒災害については、山梨 11～12 次防期間中の全死傷災害のうち、事故の型別では約 24%を占め最も高く、また、業種別では三次産業が約 32%を占めている。このため、4 S (整理、整頓、清掃、清潔) 活動、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 厚生労働省ホームページの「職場の安全サイト」内の転倒災害防止のための教材等の周知、また、一般的に加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するための転倒災害防止に係る体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 腰痛について、特に発生割合の高い社会福祉施設(介護施設)、陸上貨物運小事業者に対して安全衛生教育の確実な実施を推進する。
- ・ 社会福祉施設に対しては社会福祉協議会等の団体や県、市等が行う社会福祉施設の事業者、管理者及び施設長等を対象とした腰痛予防対策に関する啓発セミナーの受講を促すとともに、「職場における腰痛予防対策指針」で定める福祉用具(介護機器)の導入による腰痛予防、腰痛の健康診断及び事後措置の普及・徹底を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業者に対してもパンフレット「陸上貨物運送事業者の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！」や「陸上貨物事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」等を活用し、腰痛予防対策に係る指導を徹底する。

(オ) 熱中症の予防

- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう推進する。

(カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場はもとより、県内の山梨 11～12 次防期間中の死亡災害における交通災害の割合は約 20～40%、死傷災害では近年 40～50 人で推移しており、全産業における割合の約 10%を占め、業種を問わず発生する傾向がみられる。このため、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、引き続き必要な対応を推進する。
- ・ 事業用自動車を運転する業務に従事する労働者については、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から事業者による適切な健康管理を徹底させる。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 就労する事業場での労働者自身の知識・経験等の程度に関わらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。特に、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者及び外国人労働者の割合が高い業種、事業場に対して、取組を推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働者の年齢階層が上がり、山梨 12 次防期間においても全業種を通じ、50 歳以上の労働災害は、全体の約半数を占めていることから、高齢な労働者に配慮した職場改善等の取組事例の収集に努め、高年齢労働者の安全に係る事項を整理して、その普及を図る。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 県内において、製造業に派遣された派遣労働者の労働災害が多発傾向にあることから、同災害を防止するため、派遣労働者に関する雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を行い、その結果を踏まえ、安全衛生活動の徹底を図る。
- ・ 非正規雇用労働者の割合が高い、または経験年数 3 年未満の労働災害の割合が高い業種に対して、リスクアセスメントの実施等を盛り込んだ雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した者等について、建設業、製造業等の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者による労働災害の増加が危惧される。外国人労働者を雇用する事業場に対し、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用した安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施の徹底を図る。
- ・ 特に、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、山梨県、関係者等と連携して安全教育の実施など、必要な対応を推進する。

(4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則や、ラベル表示及び SDS 交付の対象としている物質（663 物質）以外の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない中で、化学物質の危険性や有害性が情報伝達されないままに、安易に規制対象物質の代替品として用いられる動きも認められる。

このような状況を踏まえ、危険又は有害な化学物質を取り扱う事業者においてリスクアセスメント等による自主的かつ適正な化学物質管理を促進するため、化学物質の譲渡（提供）元である事業者に対して、当該化学物質を譲渡する際の危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の徹底を図る。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメント結果に基づく作業等の改善や適切な保護具の選択等による化学物質へのばく露防止の徹底を図る。
- ・ 中小規模事業場に対しては、サービス業等化学物質管理に不慣れな業種向けリスクアセスメント支援ツール（クリエイト・シンプル）を始め、労働者教育用テキスト、「職場の安全サイト」等を活用する等、事業場の実施状況に即した各種手法を周知・普及する。

(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時教育等の安全衛生教育について、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を示すこと等、徹底を図る。
- ・ 危険有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、危険有害性が不明であることが無害であることを意味しないこと、リスクアセスメント等の実施について指導・啓発を行う。

(エ) 作業環境管理の徹底と改善

- ・ 有機溶剤中毒予防規則等の関係法令及び指針に基づくばく露防止措置等並びに作業環境の測定及びその評価の実施について徹底を図る。局所排気装置等については、各指針に基づいた適正な定期自主点検の実施について徹底を図る。

(オ) 健康診断の実施及び事後措置の徹底

- ・ 有機溶剤中毒予防規則等の関係法令及び指針に基づく健康診断について、徹底を図る。中小規模事業場に対する地域産業保健センターの利用促進を図りつつ、特殊健康診断実施後の措置について徹底を図る。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 地方公共団体等との連携による対象事業場の把握

- ・ 石綿暴露防止対策を推進するには、対象事業場を的確に把握する必要があることから、引き続き山梨県等と緊密に連携し対象事業場の把握を徹底する。

(イ) 建築物の解体等作業における石綿ばく露防止の推進

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が 2028 年頃にピークを迎えることが見込まれ、より一層の石綿ばく露防止・飛散防止を徹底する必要があることから、引き続き「石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に基づく指導を徹底する。
また、建築物等の解体等の作業に係る事前調査の実施及び、法令等に基づく各種の届出が適切になされるよう引き続き指導を行い、不適切な事案については厳正に対処する。

(ウ) 健康診断の実施及び事後措置の徹底並びに健康管理手帳制度の的確な運用

- ・ 石綿健康診断の実施と事後措置の徹底を図る。また、離職後の健康管理を促進するため健康管理手帳制度の周知及び的確な運用を図る。

(エ) 労働者の石綿等の化学物質取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめ化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業廃止時も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の徹底を図るとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を適切に行う。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 県内においては、山梨 13 次防期間中に中部横断自動車道、中央新幹線（リニア中央新幹線）に係るずい道建設工事の活発化が予想され、これらをはじめ粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第 9 次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

(5) 事業場ごとの安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業単位等でのマネジメントへの安全衛生の取込と安全衛生管理体制の推進

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業における健康確保措置を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 現在、国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の発効に合わせ、我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保の取組を取り入れた日本工業規格（JIS 規格）を制定される予定であることから、その動向を踏まえつつその普及促進を図る。
- ・ また、これらの動きに合わせて労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（告示）が改正された場合は、その普及促進を図る。
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムについて、産業安全や化学物質への活用に加え、過重労働対策やメンタルヘルス対策等への活用について検討する。

ウ 業界団体内の体制整備等の促進

- ・ 業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取組みが重要であることから、労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の取組の促進を図る。

エ 中小規模事業場への支援

- ・ 県内の特徴として中小規模事業場の割合が高く、中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆弱であり、安全衛生活動が比較的低調であることから、こうした事業場に対する安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

(参考)
県内の労働災害発生状況等

1 山梨第12次労働災害防止計画 推進結果

- (1) 主要業種別の推進結果
- (2) 主要業種別労働災害発生の推移(平成25年～平成29年)
- (3) 各業種別労働災害発生件数の推移(発生動向)(平成20年～29年)

2 山梨第13次労働災害防止計画の目標

- (1) 死亡災害の減少目標
- (2) 死傷災害の減少目標(休業4日以上)
- (3) 労働災害多発業種に対する死傷災害の減少目標(休業4日以上)
- (4) 重篤災害の発生割合が高い業種に対する死傷災害の減少目標(休業4日以上)
- (5) 死亡災害の発生割合が高い業種に対する死亡災害の減少目標

3 災害統計関係(第11次防～第12次防)

- (1) 平成20年～平成29年 業種別・主な事故の型別発生状況表
- (2) 第12次防期間における年齢別労働災害発生状況(H25～H29)
- (3) 第三次産業における労働災害の推移
- (4) 健康診断の受診労働者数と有所見者数の推移
- (5) 全産業における業務上疾病の推移
- (6) 脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移
- (7) 熱中症による労働災害発生の推移(平成20～平成29年)

1 山梨第12次労働災害防止計画 推進結果

(1) 主要業種別の推進結果

死傷者数（休業4日以上）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成24年	平成29年	増減率	
								→			
全産業	計画		681	660	639	618	598	704	⇒	726	3.1%
	実績	704	777	805	755	744	726				
製造業	計画		184	178	172	167	161	190	⇒	190	0.0%
	実績	190	217	229	167	182	190				
建設業	計画		112	109	105	102	98	116	⇒	104	-10.3%
	実績	116	121	132	139	103	104				
道路貨物運送業	計画		63	61	59	57	55	66	⇒	73	10.6%
	実績	66	66	62	55	57	73				
林業	計画		24	23	22	21	21	27	⇒	12	-55.6%
	実績	27	20	17	19	23	12				
第三次産業	計画		278	269	260	252	242	287	⇒	329	14.6%
	実績	287	335	344	353	362	329				

平成29年において、平成24年と比較して15%以上減少させること。
平成24年 704人死傷 → 平成29年 598人以下に！

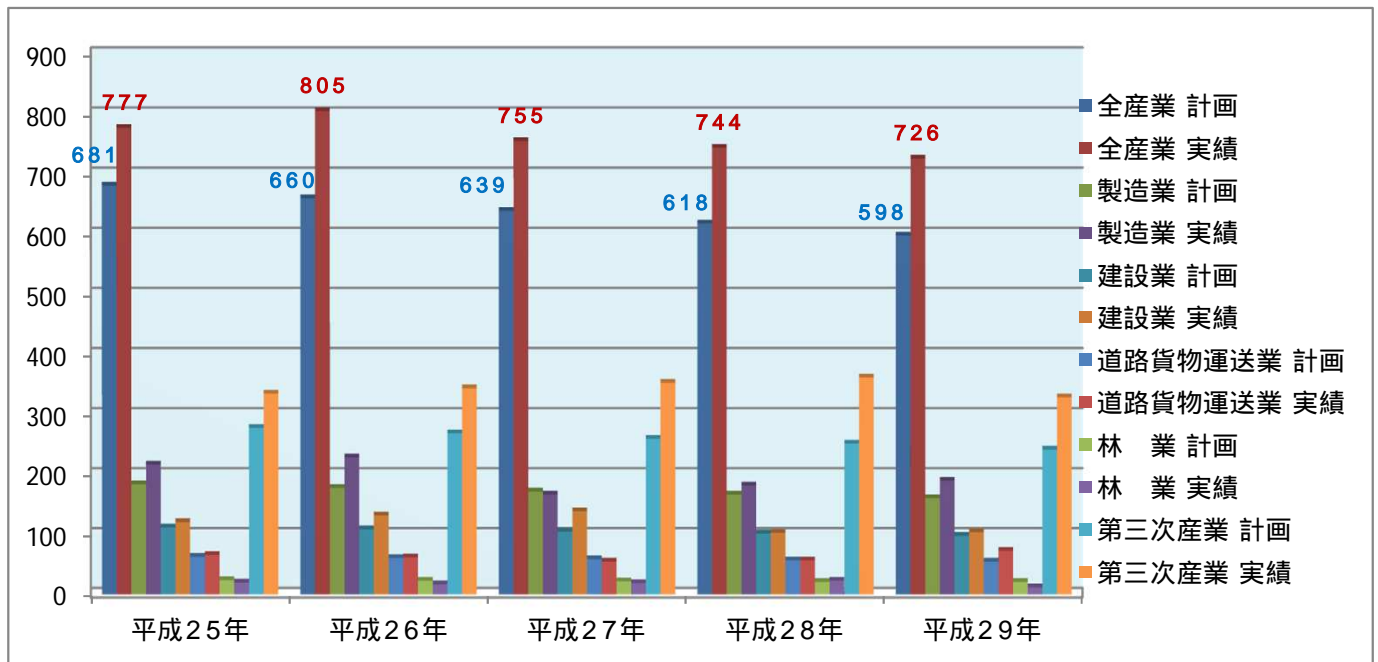
死亡者数

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成24年	平成29年	減少率	
								→			
全産業	計画		7	7	6	6	5	7	⇒	7	0.0%
	実績	7	9	13	12	10	7				

平成29年において、平成19年と比較して15%以上減少させること。
平成24年 7人死亡 → 平成29年 5人以下に！

「全産業」は、製造業等5業種のほか、土石採取業、貨物取扱業などを含む。

(2) 主要業種別労働災害発生の推移（平成25年～平成29年）



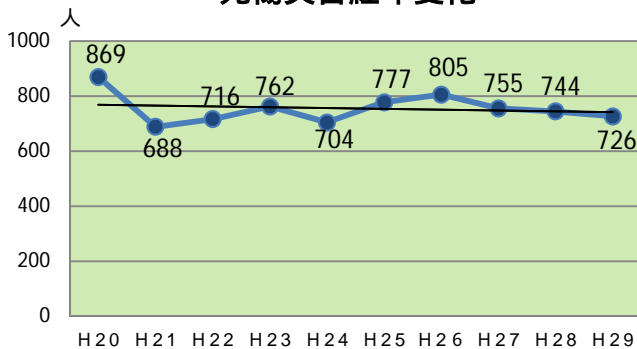
(3) 各業種別労働災害発生件数の推移(発生動向)(平成20年~29年)

死傷災害	第11次防					第12次防					合計件数	構成比
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
製造業	236	171	170	213	190	217	229	167	182	190	1965	26.0%
鉱業	4	2	4	4	3	2	4	1	1	2	27	0.4%
建設業	142	95	120	107	116	121	132	139	103	104	1179	15.6%
運輸交通業	76	59	55	58	71	73	68	63	61	77	661	8.8%
貨物取扱業	3	0	0	0	0	1	1	1	1	1	8	0.1%
農業	11	6	7	8	8	6	10	10	9	9	84	1.1%
林業	20	32	16	29	27	20	17	19	23	12	215	2.8%
畜産・水産業	3	0	2	1	2	2		2	2	2	16	0.2%
商業	105	93	92	92	80	95	107	104	112	107	987	13.1%
金融・広告業	14	6	5	13	8	14	4	10	7	9	90	1.2%
映画・演劇業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
通信業	33	22	35	33	17	24	23	16	15	18	236	3.1%
教育・研究業	1	4	3	2	6	9	9	9	8	3	54	0.7%
保健衛生業	56	56	50	64	65	73	68	78	72	75	657	8.7%
接客娯楽業	79	87	80	75	63	71	79	79	79	61	753	10.0%
清掃・と畜業	45	21	33	30	29	24	31	36	48	29	326	4.3%
官公署	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	5	0.1%
その他の事業	41	34	41	32	18	25	23	21	21	26	282	3.7%
各年総件数	869	688	716	762	704	777	805	755	744	726	7546	100.0%
	3739					3807						

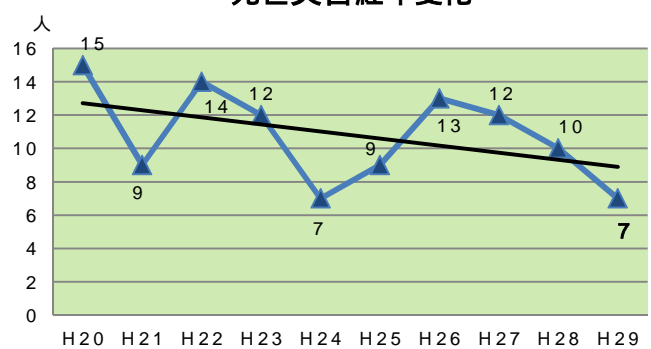
死亡災害	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計件数	構成比
製造業	5	2	2	4	0	1	2	1	1	3	21	19.4%
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
建設業	7	3	6	3	3	4	6	3	5	2	42	38.9%
運輸交通業	1	1	3	0	1	1	1	2	0	2	12	11.1%
貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
農林業	0	0	0	1	2	0	1	2	1	0	7	6.5%
畜産・水産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.9%
商業	0	2	1	2	0	0	1	2	1	0	9	8.3%
金融・広告業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.9%
映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
通信業	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	1.9%
教育・研究業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.9%
保健衛生業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.9%
接客娯楽業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.9%
清掃・と畜業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.9%
官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他の事業	1	1	1	2	0	2	1	0	1	0	9	8.3%
各年総件数	15	9	14	12	7	9	13	12	10	7	108	100.0%
	57					51						

全産業では、死傷災害、死亡災害ともに減少傾向を示している。

死傷災害経年変化

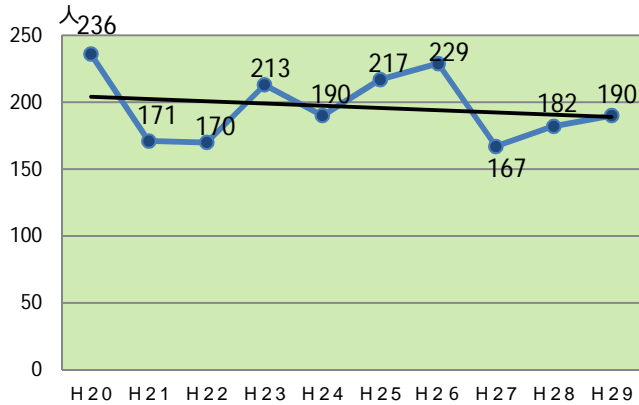


死亡災害経年変化

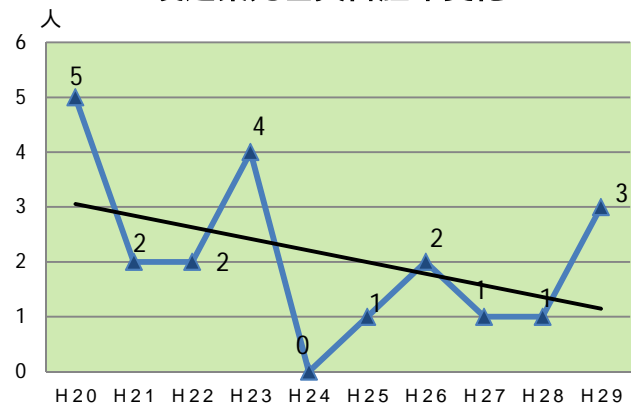


製造業は、死傷災害で全産業の26.0%、死亡災害で19.4%を占める災害多発業種である。経年的には、死傷災害は近年増加傾向、死亡災害は増減を繰り返していたが、平成29年は3人と増加に転じた。

製造業死傷災害経年変化

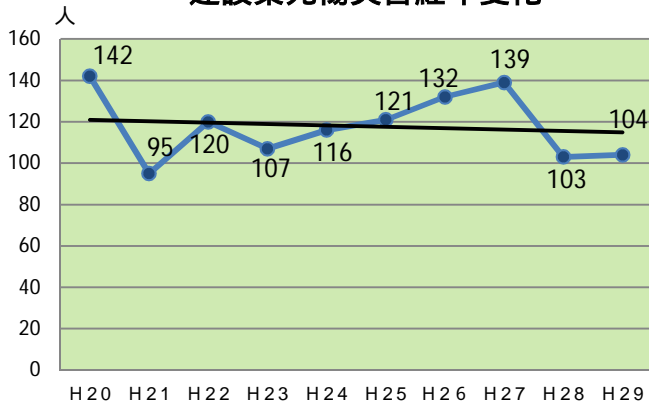


製造業死亡災害経年変化

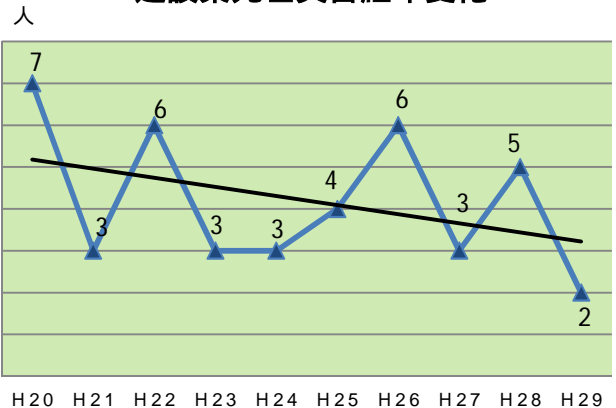


建設業は、死傷災害で全産業の15.6%、死亡災害で38.9%を占める重篤災害多発業種である。経年的には、死傷災害は増加傾向から減少傾向、死亡災害は増減を繰り返していたが、平成29年は2人と近年では最小となった。

建設業死傷災害経年変化

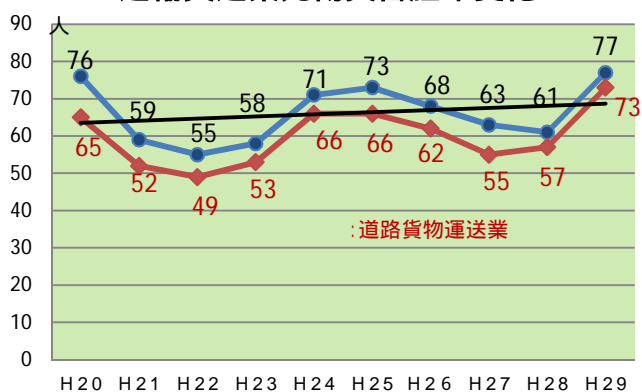


建設業死亡災害経年変化

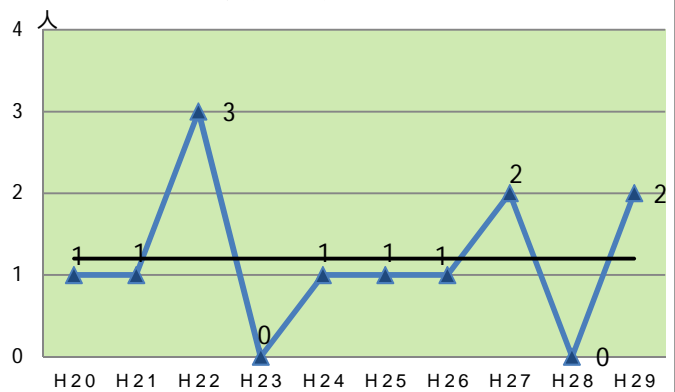


運輸交通業は、死傷災害で全産業の8.7%、死亡災害で11.1%を占める。経年的には、死傷災害は減少傾向であったが、平成29年は2割以上の増加に転じた。

運輸交通業死傷災害経年変化

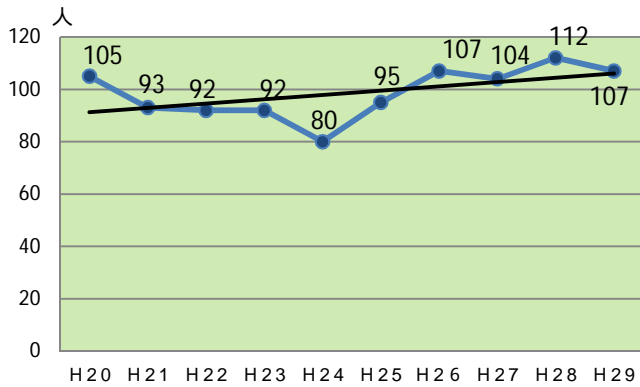


運輸交通業死亡災害経年変化

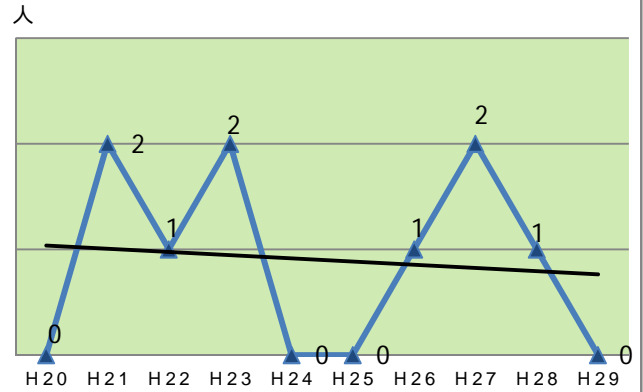


商業は、死傷災害で全産業の13.0%、死亡災害でも8.3%を占めている。
 就労者数が多く発生率は低いが災害件数は多い。経年的には、死傷災害は増加傾向であり、
 死亡災害は年間1、2件と増減を繰り返している。

商業死傷災害経年変化

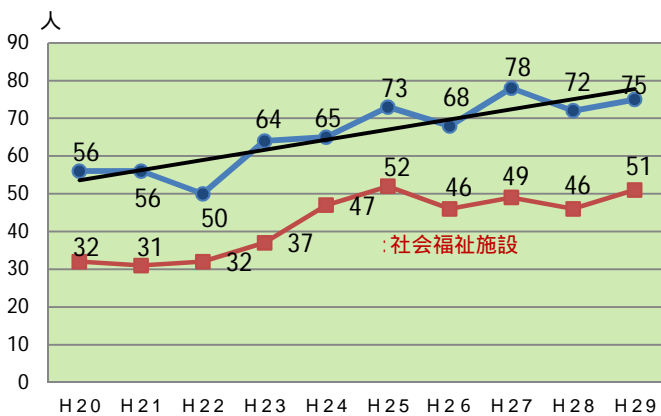


商業死亡災害経年変化

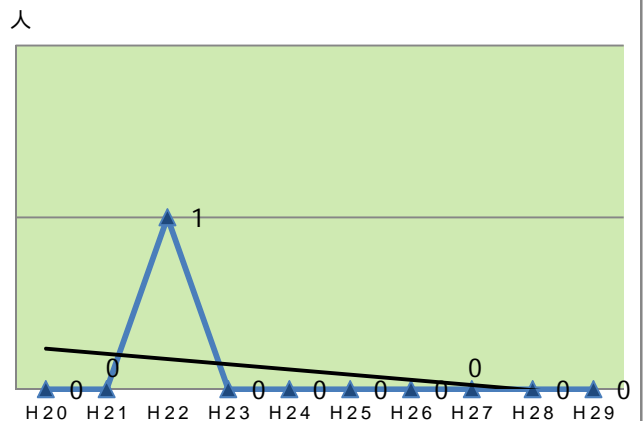


保健衛生業は、死傷災害で全産業の8.8%と構成比は低いですが、近年、急増傾向である。
 近年では、保健衛生業全体の7割近くを社会福祉施設が占めており、増加の要因となっている。

保健衛生業死傷災害経年変化

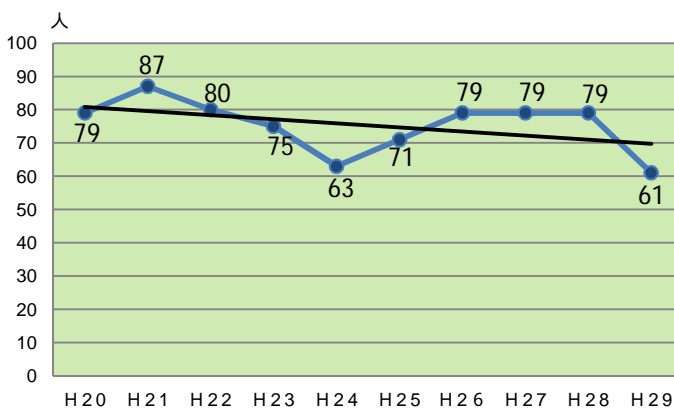


保健衛生業死亡災害経年変化

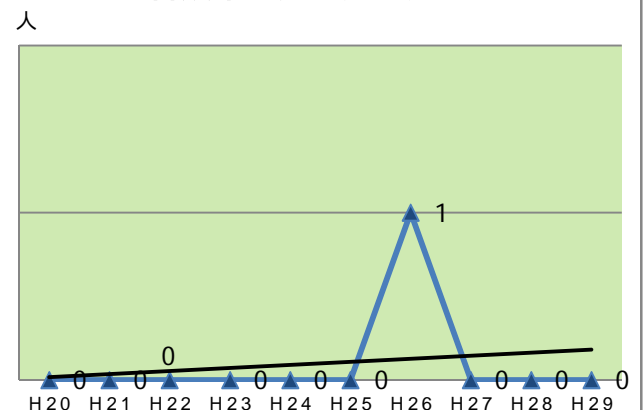


接客娯楽業は、死傷災害で全産業の9.9%で、商業同様に就労者数が多く発生率は低いが災害件数は多い。
 経年的には、死傷災害は増加傾向を示していたが、平成29年は減少に転じた。

接客娯楽業死傷災害経年変化



接客娯楽業死亡災害経年変化



2 山梨第13次労働災害防止計画の目標

(1) 死亡災害の減少目標(以下の を基本としつつ、 のどちらか一方の目標を達成させる。)
2017年と比較して、2022年までに死亡者数を**15%以上**減少させる。

全産業	7人×15%減=5.95						5人以下				
年	H25	H26	H27	H28	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
死亡者数	9	13	12	10	7					5	

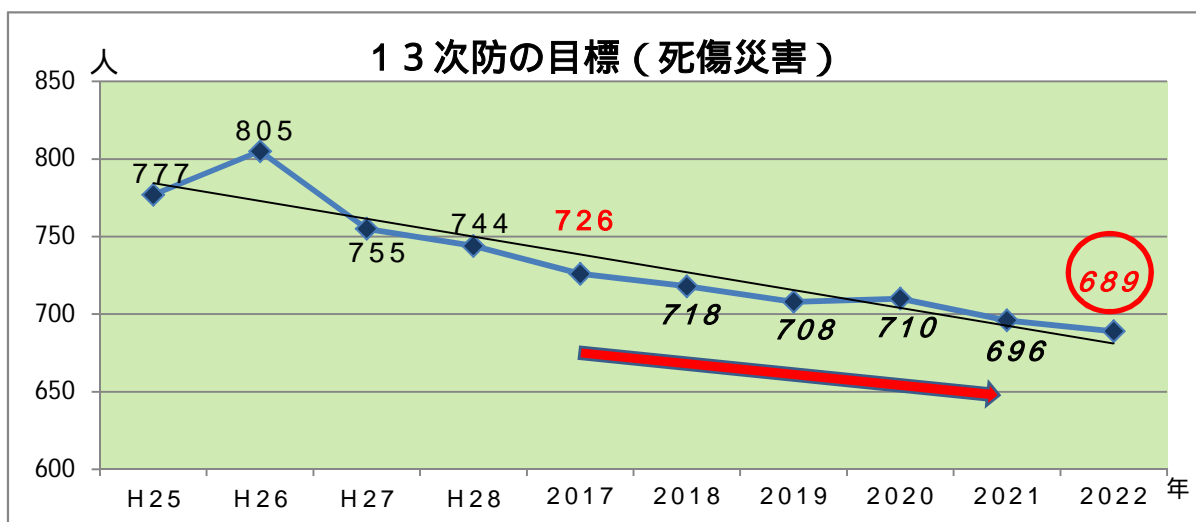
第12次防(平成25年~平成29年)の5年間に発生した死亡者数の**30%以上**
減少させることとし、第13次防期間の5年間に**死亡災害を35人以下**とする。

	第11次防					第12次防					
死亡災害	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計件数
各年総件数	15	9	14	12	7	9	13	12	10	7	108
計	57人					51人					

全産業	51人×30%減=35.78	第13次防期間中の人数
		35人以下

(2) 死傷災害の減少目標(以下の を基本としつつ、 のどちらか一方の目標を達成させる。)
2017年と比較して、2022年までに死亡者数を**5%以上**減少させる。

年	H25	H26	H27	H28	2017	2018	2019	2020	2021	2022
死傷件数	777	805	755	744	726	718	708	710	696	689



第12次防(平成25年~平成29年)の5年間に発生した死傷者数の**10%以上**
減少させることとし、第13次防期間の5年間に**死傷災害を3,426人以下**とする。

	第11次防					第12次防					
死亡災害	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計件数
各年総件数	869	688	716	762	704	777	805	755	744	726	7546
計	3,739人					3,807人					

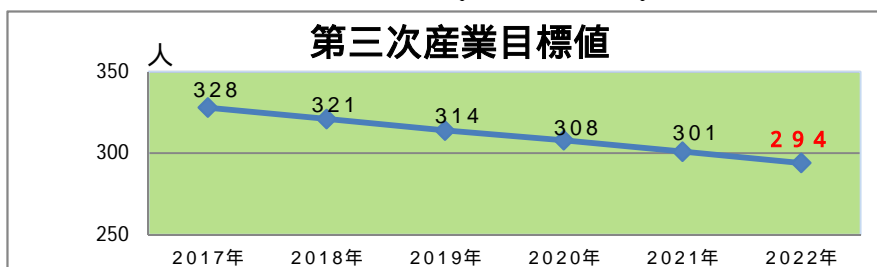
全産業	3,807人×10%減=3,426.3	第13次防期間中の人数
		3,426人以下

(3) 労働災害多発業種に対する死傷災害の減少目標（休業4日以上）

第三次産業全体

死傷者数を10%以上減少させる。（2017年比）

	確定値	目標値
2017年	328	328
2018年		321
2019年		314
2020年		308
2021年		301
2022年		294



12次防期間中: 1,722人 × 10%減 = 1,549.8

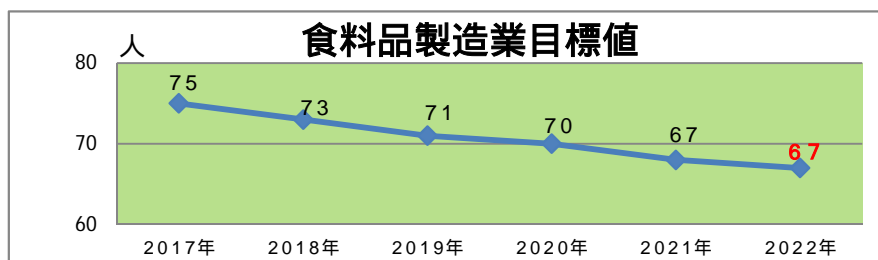
第13次防期間中の人数

1,549人以下

食料品製造業

死傷者数を10%以上減少させる。（2017年比）

	確定値	目標値
2017年	75	75
2018年		73
2019年		71
2020年		70
2021年		68
2022年		67



2次防期間中: 350人 × 10%減 = 315.0

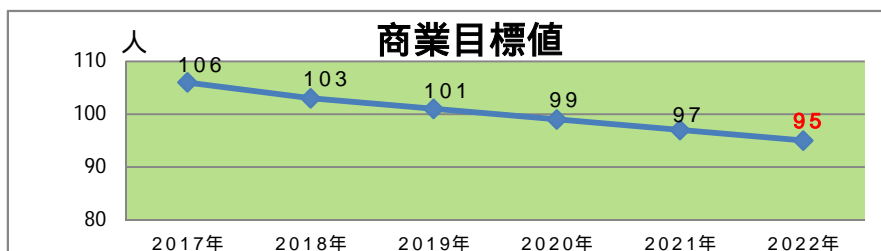
第13次防期間中の人数

315人以下

商業

死傷者数を10%以上減少させる。（2017年比）

	確定値	目標値
2017年	106	106
2018年		103
2019年		101
2020年		99
2021年		97
2022年		95



12次防期間中: 524人 × 10%減 = 471.6

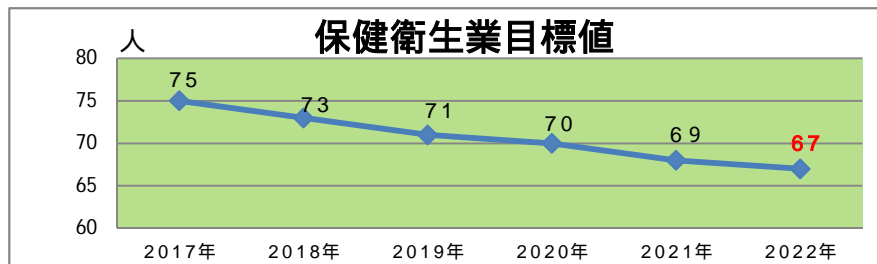
第13次防期間中の人数

471人以下

保健衛生業

死傷者数を10%以上減少させる。（2017年比）

	確定値	目標値
2017年	75	75
2018年		73
2019年		71
2020年		70
2021年		69
2022年		67



12次防期間中: 366人 × 10%減 = 329.4

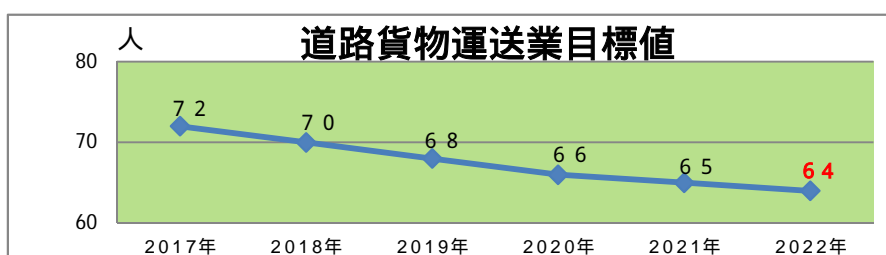
第13次防期間中の人数

329人以下

道路貨物運送業

死傷者数を10%以上減少させる。（2017年比）

	確定値	目標値
2017年	72	72
2018年		70
2019年		68
2020年		66
2021年		65
2022年		64



12次防期間中: 312人 × 10%減 = 280.8

第13次防期間中の人数

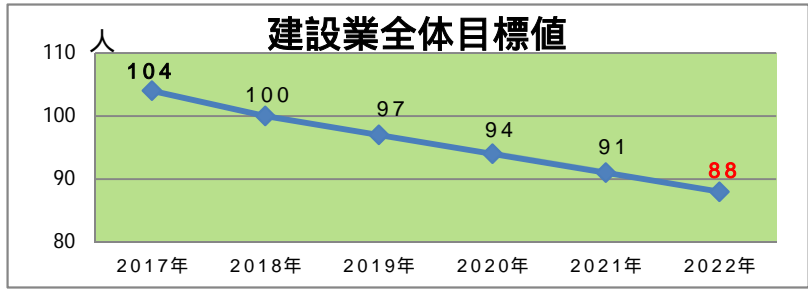
280人以下

(4) 重篤災害の発生割合が高い業種に対する死傷災害の減少目標（休業4日以上）

死傷者数を**15%以上**減少させる（2017年比）

建設業

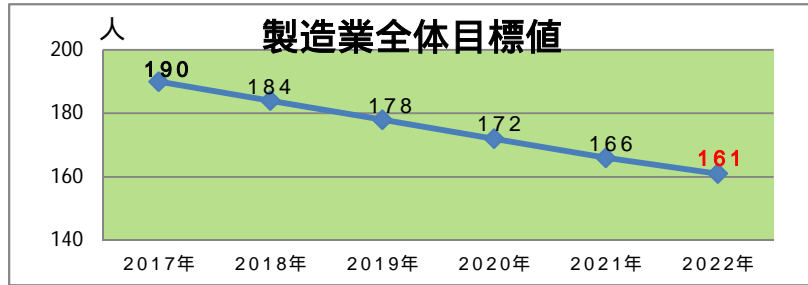
	確定値	目標値
2017年	104	104
2018年		100
2019年		97
2020年		94
2021年		91
2022年		88



12次防期間中: 598人 × 15%減 = 508.3	第13次防期間中の人数	508人以下
------------------------------	-------------	---------------

製造業

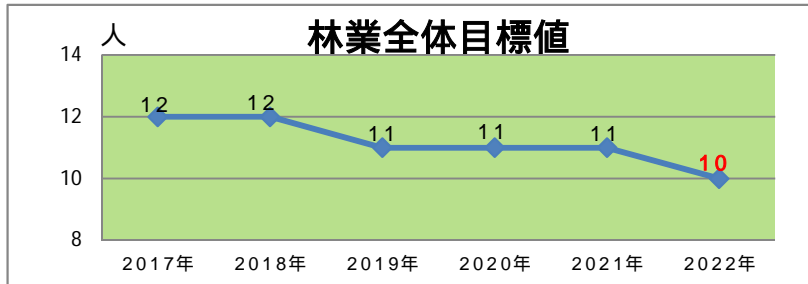
	確定値	目標値
2017年	190	190
2018年		184
2019年		178
2020年		172
2021年		166
2022年		161



12次防期間中: 985人 × 15%減 = 837.2	第13次防期間中の人数	837人以下
------------------------------	-------------	---------------

林業

	確定値	目標値
2017年	12	12
2018年		12
2019年		11
2020年		11
2021年		11
2022年		10



12次防期間中: 91人 × 15%減 = 77.3	第13次防期間中の人数	77人以下
----------------------------	-------------	--------------

(5) 死亡災害の発生割合が高い業種に対する死亡災害の減少目標

第12次防（平成25年～平成29年）の5年間に発生した死亡者数の**30%以上**

減少させることとし、**第13次防期間の5年間に**おける死亡災害を以下のとおりとする。

※業種における死亡者数：第12次防期間中51人

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	12次防合計件数
建設業	7	3	6	3	3	4	6	3	5	2	20
製造業	5	2	2	4	0	1	2	1	1	3	8
運輸交通業	1	1	3	0	1	1	1	2	0	2	6
林業	0	0	0	1	2	0	1	2	1	0	4
計	13	6	11	8	6	6	10	8	7	7	38
	44人					51人					

	第13次防期間中の目標
建設業	20人(5年) × 30%減 = 14.0人 14人以下
製造業	8人(5年) × 30%減 = 5.6人 5人以下
運輸交通業	6人(5年) × 30%減 = 4.2人 4人以下
林業	4人(5年) × 30%減 = 2.8人 2人以下

上記4業種で25人以下

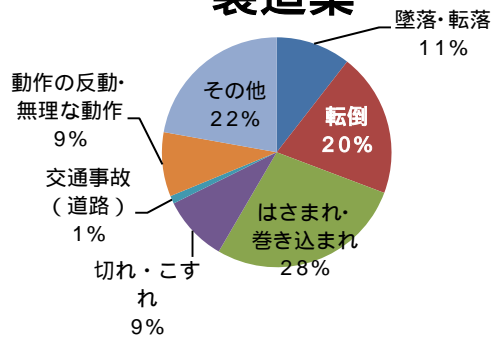
3 災害統計関係（第11次防～第12次防）

(1) 平成20年～平成29年 業種別・主な事故の型別発生状況表

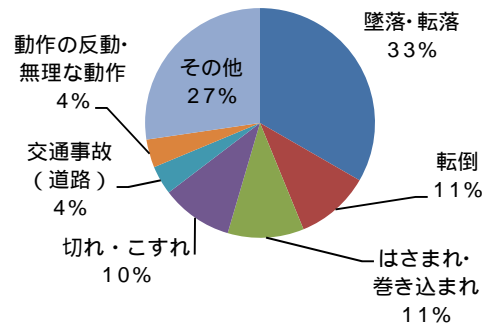
事故型 業種	墜落・転落		転倒		はさまれ・巻き込まれ		切れ・こすれ		交通事故（道路）		動作の反動・無理な動作		その他		計
製造業	207	(6)	397	(0)	544	(6)	182	(0)	22	(1)	177	(0)	436		1,965 (21)
鉱業	4	(0)	5	(0)	10	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	6		27 (0)
建設業	393	(14)	124	(1)	126	(6)	119	(0)	48	(7)	47	(0)	322		1,179 (42)
運輸交通業	164	(1)	129	(1)	81	(2)	10	(0)	57	(8)	90	(0)	130		661 (12)
貨物取扱	4	(0)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	1		8 (0)
農林業	49	(3)	47	(0)	14	(1)	65	(0)	2	(0)	14	(0)	108		299 (7)
畜産・水産業	2	(1)	3	(0)	3	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	6		16 (1)
商業	143	(3)	297	(1)	78	(0)	92	(0)	70	(3)	145	(0)	162		987 (9)
金融広告業	12	(0)	20	(0)	0	(0)	2	(0)	49	(1)	4	(0)	3		90 (1)
映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0		1 (0)
通信業	12	(0)	45	(0)	10	(0)	0	(0)	137	(2)	11	(0)	21		236 (2)
教育研究	7	(0)	24	(0)	2	(0)	3	(0)	6	(1)	9	(0)	3		54 (1)
保健衛生業	41	(1)	214	(0)	16	(0)	17	(0)	28	(0)	248	(0)	93		657 (1)
接客娯楽	75	(0)	283	(0)	33	(0)	77	(0)	16	(0)	93	(0)	176		753 (1)
清掃・と畜	59	(0)	113	(0)	53	(1)	18	(0)	6	(0)	25	(0)	52		326 (1)
官公署	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	2		5 (0)
その他の事業	43	(1)	97	(1)	24	(0)	16	(0)	38	(5)	18	(0)	46		282 (9)
合計	1,216	(30)	1,798	(4)	995	(16)	604	(0)	480	(28)	886	(0)	1,567		7,546 (108)
(割合)	16.1%		23.8%		13.2%		8.0%		6.4%		11.7%		20.8%		

()内は死亡(内数)

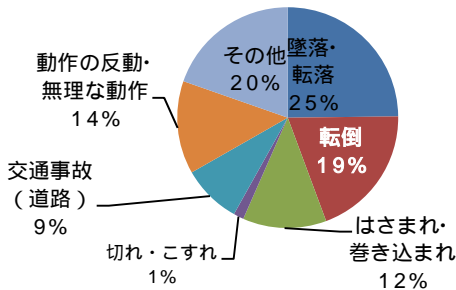
製造業



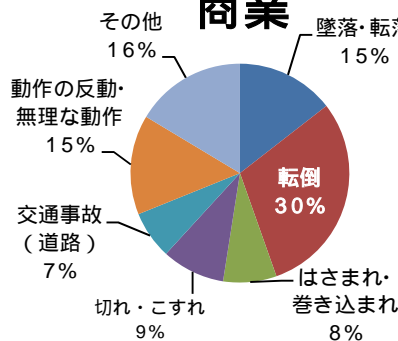
建設業



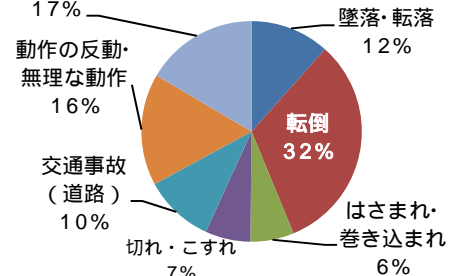
運輸交通業



商業



第三次産業



主な事故型別死傷災害発生の推移（第11次防 第12次防）（単位：人）

	第11次防	第12次防	増減
墜落・転落	647	569	12.1%
転倒	787	1,011	28.5%
はさまれ・巻き込まれ	526	469	10.8%
切れ・こすれ	292	312	6.8%
交通事故（道路）	258	222	14.0%
動作の反動・無理な動作	441	445	0.9%
全産業合計	3,739	3,821	

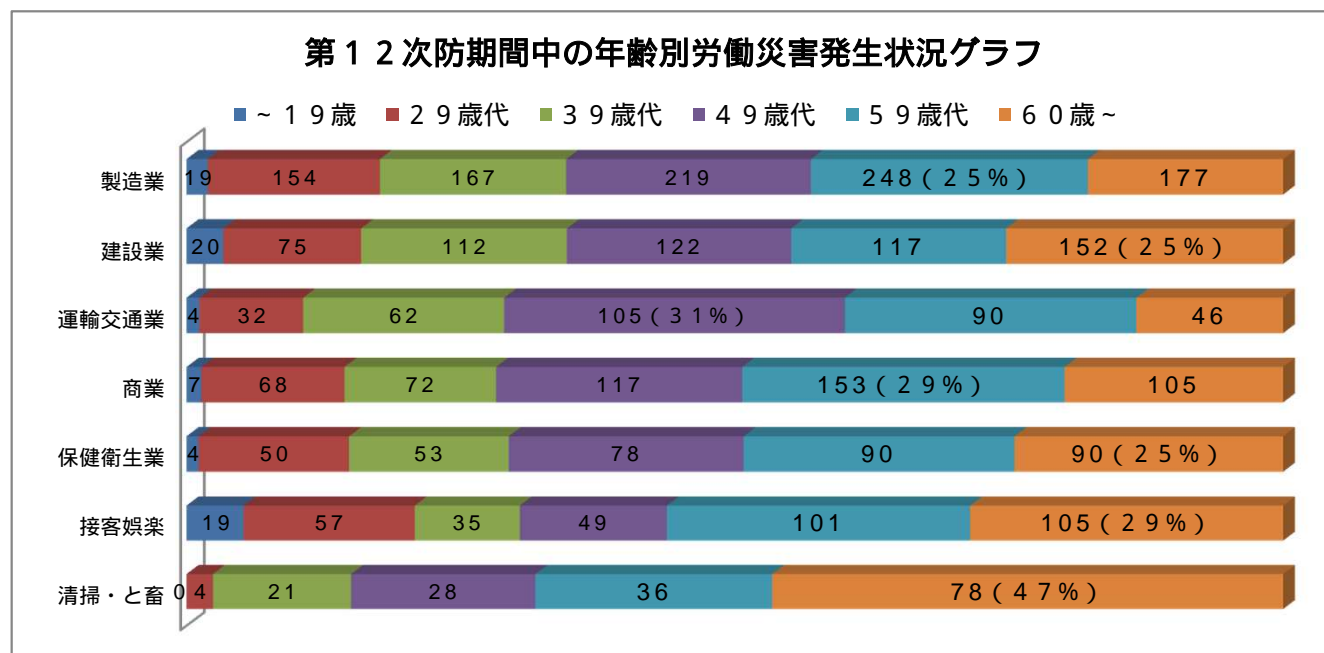
(2) 第12次防期間における年齢別労働災害発生状況 (H25 ~ H29)

山梨労働局

業種	年齢							計
	10歳代以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上		
製造業	19 (0)	155 (3)	167 (0)	219 (1)	248 (2)	177 (2)	985 (8)	
鉱業	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	10 (0)	
建設業	20 (0)	75 (1)	112 (4)	123 (2)	117 (7)	152 (6)	599 (20)	
運輸交通業	4 (0)	32 (0)	63 (0)	106 (2)	91 (2)	46 (2)	342 (6)	
貨物取扱業	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (0)	
農林業	5 (0)	14 (0)	22 (1)	18 (0)	26 (0)	50 (3)	135 (4)	
畜産・水産業	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	8 (0)	
商業	7 (0)	69 (0)	72 (0)	117 (2)	154 (1)	106 (1)	525 (4)	
金融広告業	0 (0)	9 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	5 (1)	44 (1)	
映画・演劇業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
通信業	1 (0)	23 (1)	13 (0)	20 (0)	24 (0)	15 (0)	96 (1)	
教育研究業	0 (0)	3 (1)	2 (0)	7 (0)	15 (0)	11 (0)	38 (1)	
保健衛生業	4 (0)	50 (0)	54 (0)	78 (0)	90 (0)	90 (0)	366 (0)	
接客娯楽業	20 (0)	58 (1)	35 (0)	49 (0)	101 (0)	106 (0)	369 (1)	
清掃・と畜業	0 (0)	4 (0)	22 (0)	28 (0)	36 (0)	78 (1)	168 (1)	
官公署	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
その他の事業	0 (0)	11 (0)	14 (0)	26 (1)	28 (1)	37 (2)	116 (4)	
合計	80 (0)	505 (7)	588 (5)	810 (8)	945 (13)	879 (18)	3,807 (51)	
(割合)	2.1%	13.3%	15.4%	21.3%	24.8%	23.1%		

() 内は死亡者数 (内数)

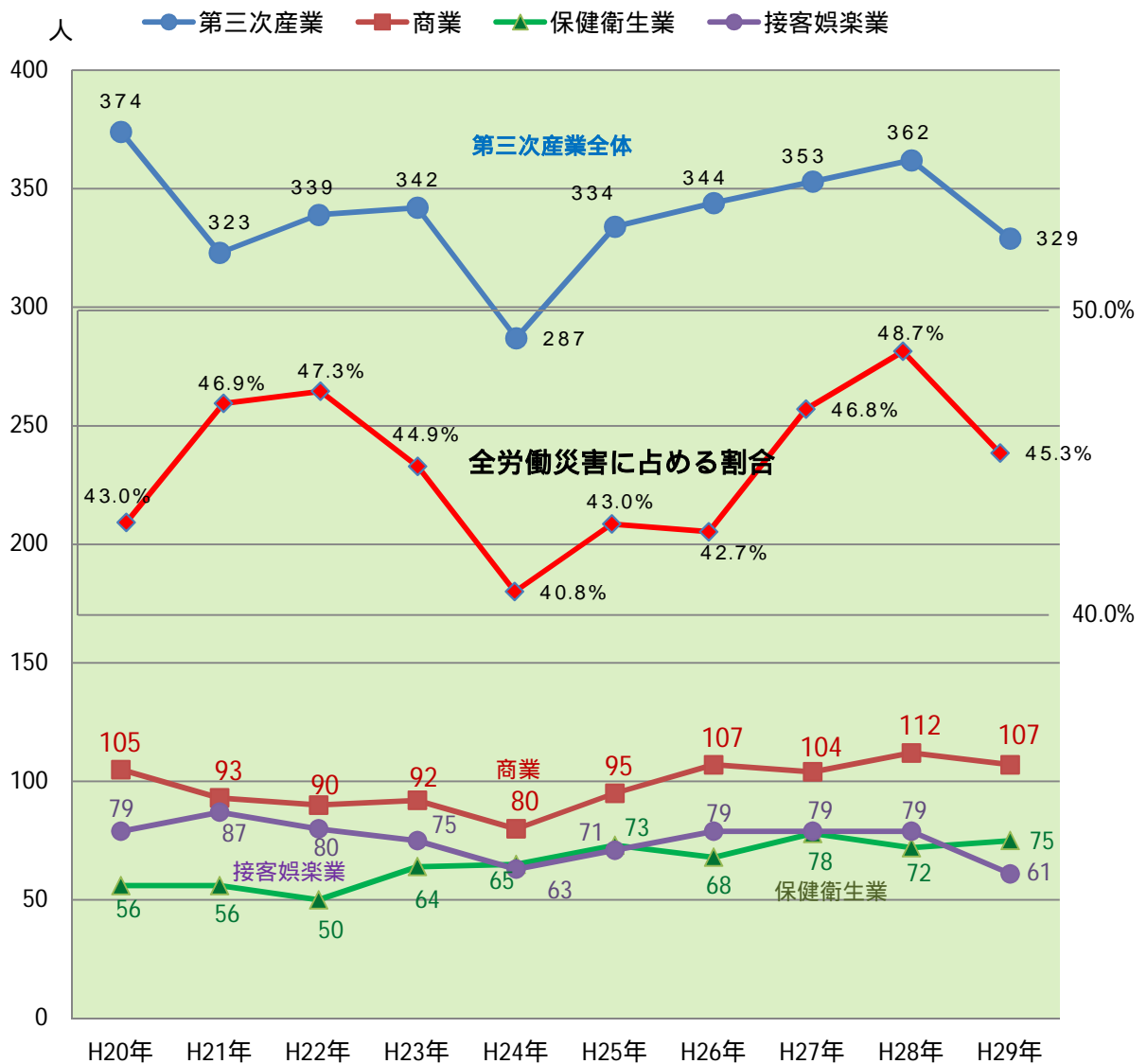
第12次防期間中の年齢別労働災害発生状況グラフ



(3) 第三次産業における労働災害の推移

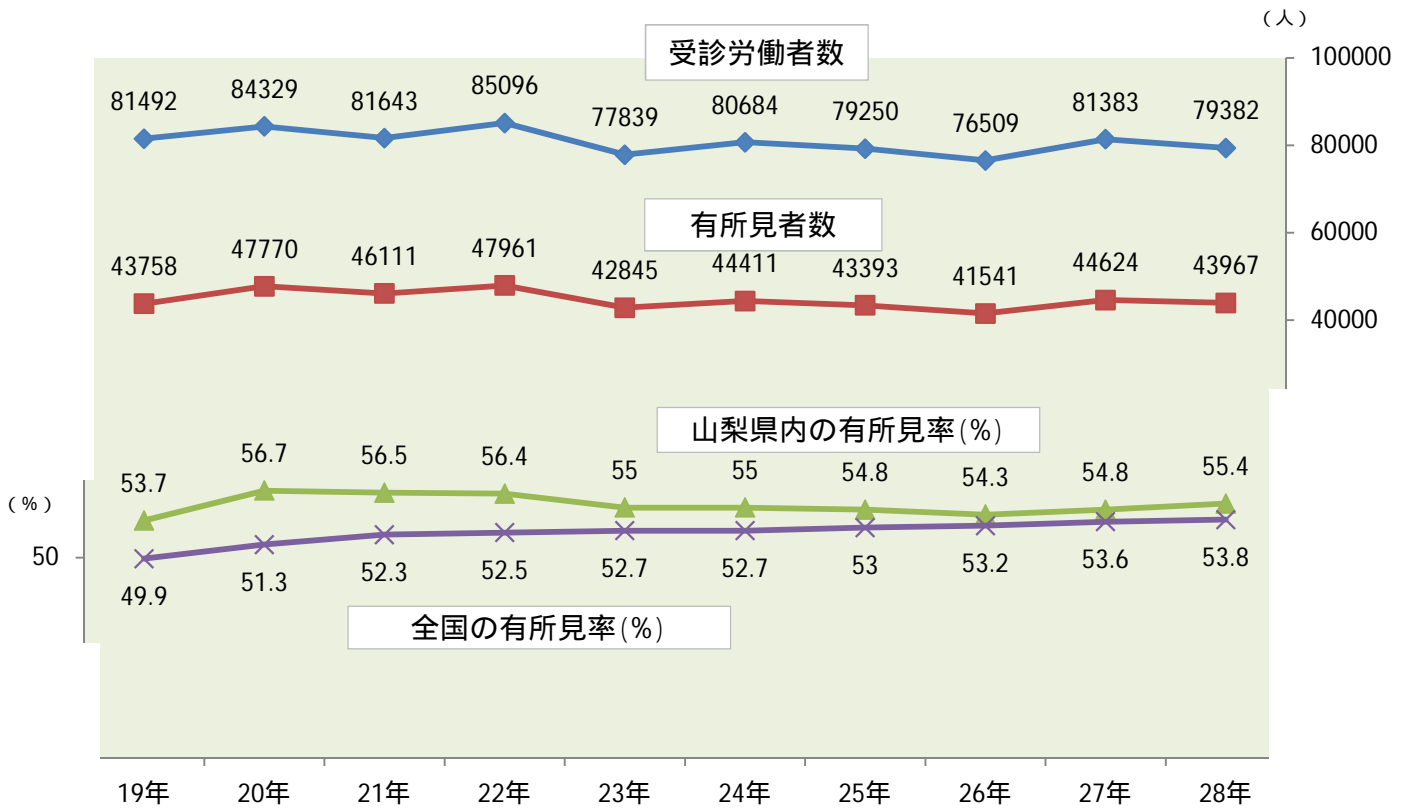
	第11次防					第12次防					合計
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	
第三次産業	374	323	339	342	287	334	344	353	362	329	3387
商業	105	93	90	92	80	95	107	104	112	107	985
保健衛生業	56	56	50	64	65	73	68	78	72	75	657
接客娯楽業	79	87	80	75	63	71	79	79	79	61	753
第三次産業の 全産業に対する割合	43.0%	46.9%	47.3%	44.9%	40.8%	43.0%	42.7%	46.8%	48.7%	45.3%	44.9%
全産業	869	688	716	762	704	777	805	755	744	726	7546

第三次産業における労働災害の推移

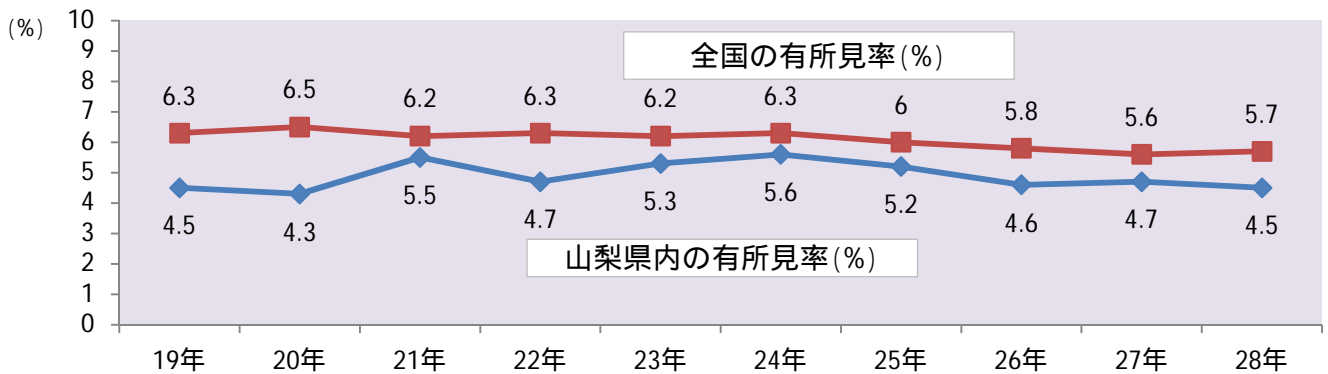
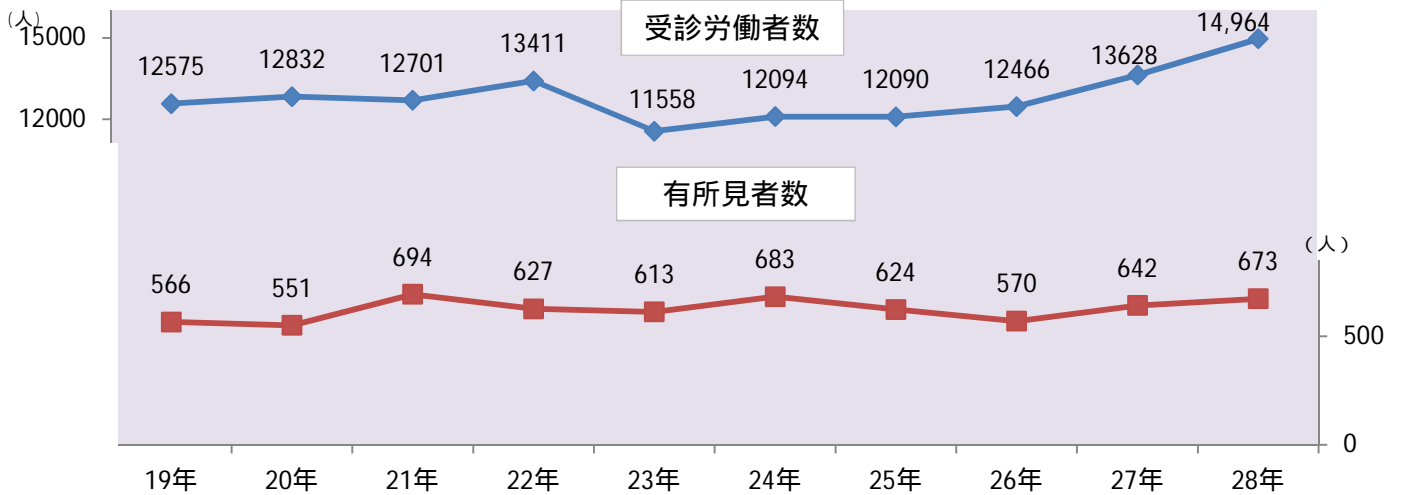


(4) 健康診断の受診労働者数と有所見者数の推移

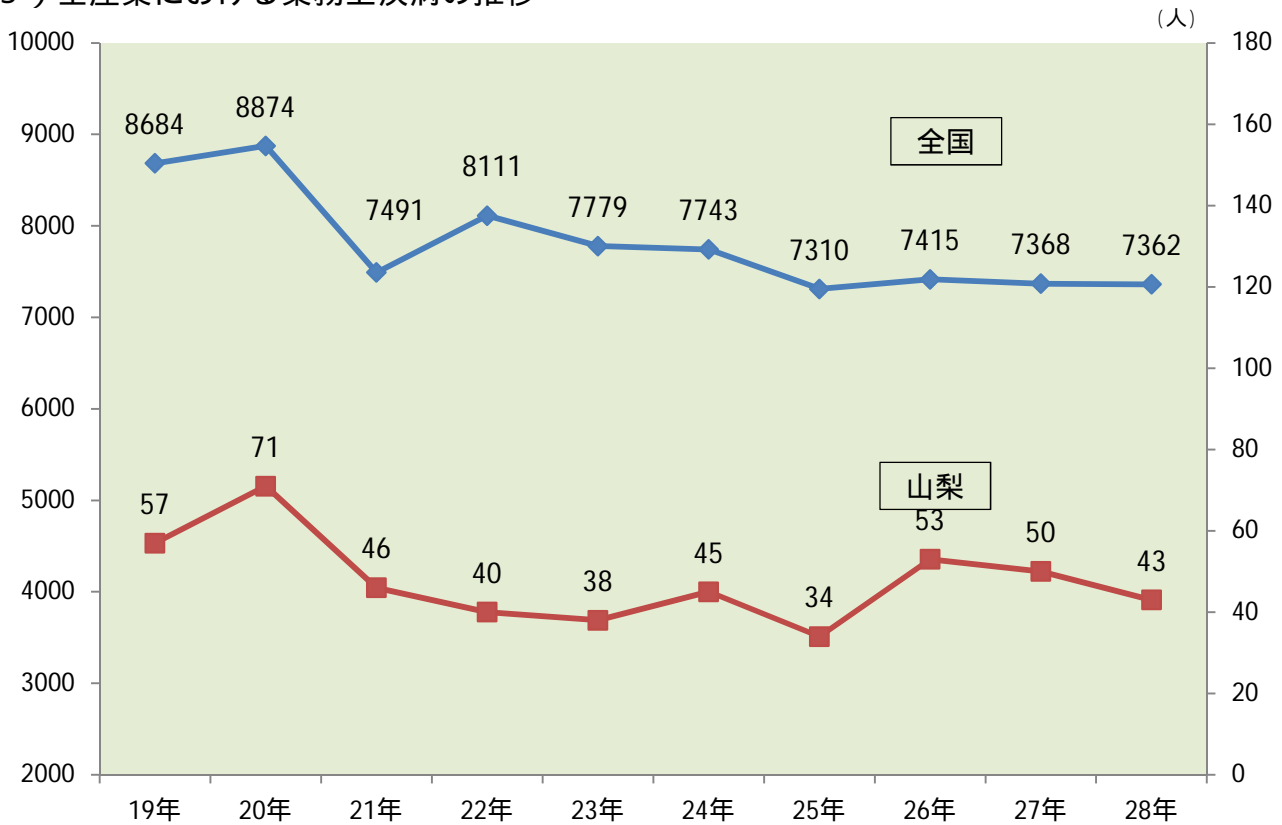
一般健康診断受診労働者と有所見者数の推移



特殊健康診断等受診労働者と有所見者数の推移



(5) 全産業における業務上疾病の推移



業務上疾病の内訳

年		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
別疾病分類												
負傷に起因する疾病		51 (45)	50 (42)	42 (42)	25 (23)	29 (28)	36 (29)	28 (26)	41 (40)	43 (42)	38 (35)	383 (352)
物理的因子	有害光線による疾病											0
	電離放射線による疾病											0
	異常気圧下における疾病											0
	異常温度条件による疾病		2		2		1	2	5	2	2	16
	騒音による耳の疾病											0
	上記以外の原因による疾病	1	2		1							4
過度の負担	過重業務による運動器疾患内臓							1	1	1		3
	負傷によらない業務上の腰痛		4	4	7	1	2	1			2	21
	振動障害											0
	手指前腕の障害及び頸頸腕症候群	2	1			2	1	1	2			9
	上記以外の原因による疾病		2		1	1						4
酸素欠乏症											1	1
化学物質による疾病		1	3		3	4	2	1	4	1		19
じん肺症及びじん肺合併症		2	5		1		1			2		11
病原体による疾病							2			1		3
がん	電離放射線によるがん											0
	化学物質によるがん											0
	上記以外の原因によるがん											0
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等												0
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害												0
その他業務によることの明らかな疾病			2			1						3
合計		57	71	46	40	38	45	34	53	50	43	477

(注)負傷に起因する疾病の()内は、腰痛で内数である。

(6) 脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移

平成30年1月末現在

			第11次防					第12次防						
			H20	H21	H22	H23	H24	計	H25	H26	H27	H28	H29	計
脳・心臓疾患	請求件数	全国	889	767	802	898	842	4,198	784	763	795	825	-	3,167
		山梨	7	5	5	8	3	28	2	0	3	4	5	14
	支給件数		4	2	4	1	2	13	0	1	0	0	2	3
精神障害	請求件数	全国	927	1,136	1,181	1,272	1,257	5,773	1,409	1,456	1,515	1,586	-	5,966
		山梨	1	7	12	12	9	41	11	11	13	9	11	55
	支給件数		0	1	2	2	4	9	7	4	4	4	1	20

石綿疾患の労災認定件数の推移

平成30年1月末現在

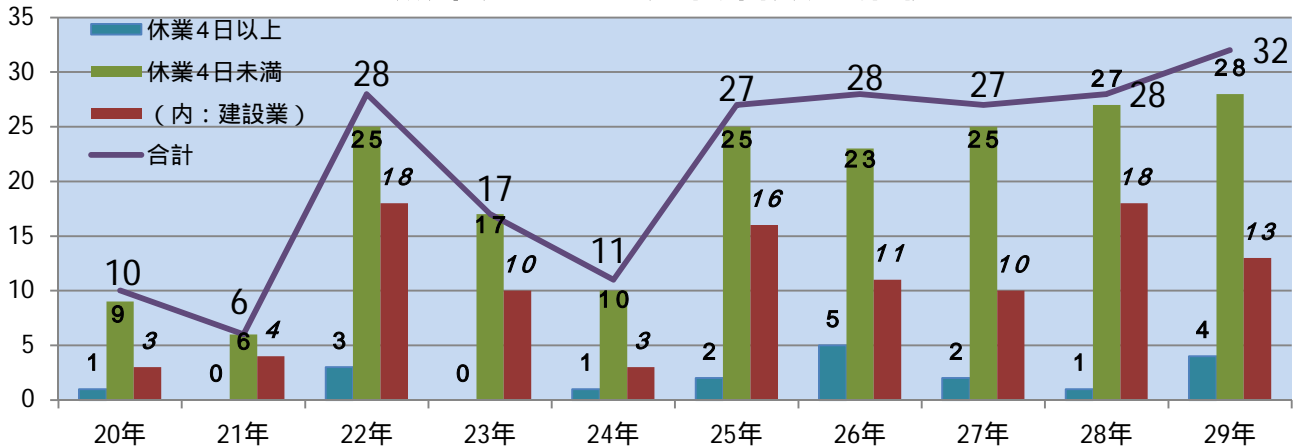
			第11次防					第12次防						
			H20	H21	H22	H23	H24	計	H25	H26	H27	H28	H29	計
労災保険法	請求件数	全国	1,326	1,176	1,142	1,144	1,171	5,959	1,115	1,096	1,063	1,106	-	4,380
		山梨	5	3	2	1	2	13	3	4	3	4	2	16
	支給件数		2	4	1	3	0	10	2	4	4	1	3	14
石綿救済法	請求件数	全国	256	90	54	140	178	718	40	36	31	36	-	143
		山梨	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	支給件数		0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0

(7) 熱中症による労働災害発生の推移 (平成20年～平成29年)

(山梨労働局管内)

熱中症による死傷者数の推移

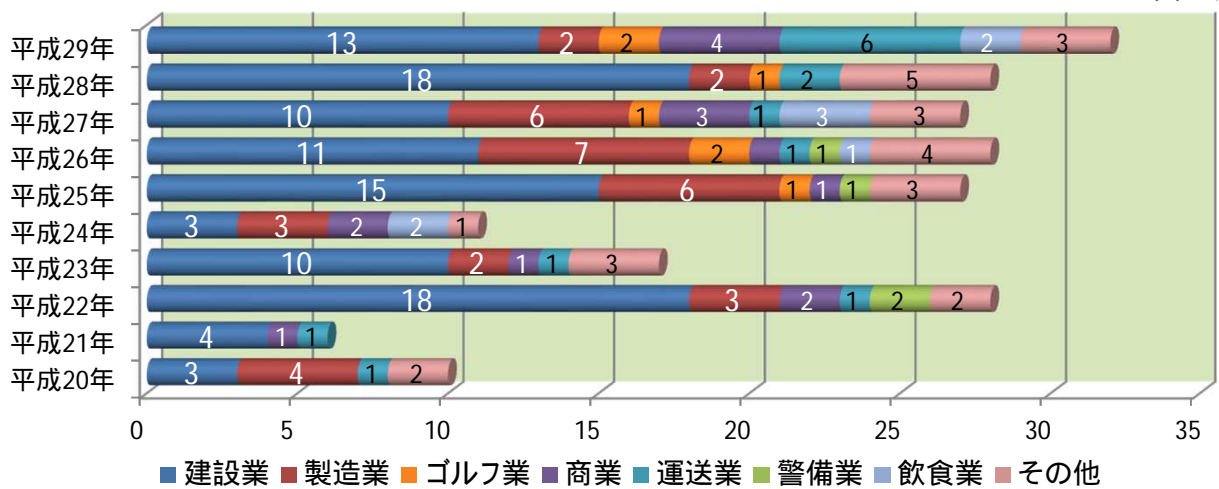
単位:人



平成25年以降、4年連続して30人弱で推移していたが、平成29年は前年より4人増加し30人を超えた。

業種別発生の推移

単位:人



業種別発生割合の推移

